



国土交通省

お知らせ

資料提供先：米子市政記者クラブ

令和3年3月29日

「渇水対応タイムライン」を運用開始します

～日野川水系の渇水に備え、連携強化～

日野川流域水利用協議会（以下「協議会」という）では、渇水への備えとして「日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン」（以下「タイムライン」という）の策定に取り組み、協議会において承認が得られたため、4月1日より運用を開始することになりました。

このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「車尾堰地点流量」に応じて各機関の対策、行動などを体系化したものとなっています。各機関の取り組みを共有することで連携を強化し、より効率的で実効性のある渇水対策を目指します。

なお、実際に取水制限実施の可能性が見込まれる場合には、協議会を開催し、具体的な対応等について話し合いを行います。

※日野川流域水利用協議会とは

各機関が情報交換や相互の連携を密にし、日野川流域の円滑な水利用の推進を図ることを目的とした協議会で、国土交通省、農林水産省、鳥取県、米子市、境港市、南部町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町、米川土地改良区、箕蚊屋土地改良区、西部土地改良区、尾高井手土地改良区、王子製紙株式会社、中国電力株式会社、日野川水系漁業協同組合で構成されています。

問い合わせ先

日野川流域水利用協議会 事務局
(国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所)

副所長（技術） おおが よしかず 大賀 祥一
くりはら じゅん 栗原 淳

TEL 0859-27-5484（代表）

HP <http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/>

日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン

事前渇水行動計画(日野川)

管沢ダム貯水量(率) (※2)	車尾堰地点流量(※1)	渇水の状況	調整の目安	河川管理者	発電事業者	工業用水、水道用水 利水者	かんがい用水 利水者
日平均 5m ³ /s以上	↓ 渇水発生前	平時	▼渇水調整の事前予告(日平均6m ³ /s程度)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認	【適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇施設等の水回りの整備・点検
				【事前行動:情報収集】 ◇気象情報など情報収集 ◇渇水調整の事前予告(日平均6m ³ /s程度)	【事前行動:情報収集】 ◇気象情報など情報収集 ◇渇水調整の事前予告(日平均6m ³ /s程度)	【事前行動:情報収集】 ◇水資源や節水に関する広報 ◇気象情報など情報収集 ◇渇水調整の事前予告(日平均6m ³ /s程度)	【事前行動:情報収集】 ◇水資源や節水に関する広報 ◇気象情報など情報収集 ◇渇水調整の事前予告(日平均6m ³ /s程度)
日平均 5m ³ /s未満	↓ 自主節水期	日野川堰を越流しなくなる (日野川堰6m ³ /s程度)	▼発電放流量(時間)調整 (日野川第一発電所、黒坂発電所)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇HPIに渇水情報の掲載	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ
		日野川堰を継続して 越流しなくなる		【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備)	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備)
日平均 3m ³ /s未満	↓ 渇水調整期	↓ 渇水調整期	▼水利用協議会(幹事会) ※取水制限実施について事前情報共有 ▼水利用協議会開催(第1回) ※取水制限実施について協議	【適正な河川管理・情報発信】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認、流況の把握 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇水利用協議会(幹事会)の招集・開催 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇渇水状況広報 記者発表	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利用協議会の参加	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ
				◇水利用協議会の招集・開催 (車尾堰地点で日平均流量1m ³ /sを下回る恐れがある場合)	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利用協議会の参加	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備	【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備
日平均 1m ³ /s未満	↓ 異常渇水期	車尾堰を継続して越流しなくなる 一率5%取水制限 一率10%取水制限 一率15%取水制限 ●%取水制限 ...	車尾堰地点日平均流量が1m ³ /sを下回った段階で取水制限開始 (以降 随時制限量 増) ▼水利用協議会開催(第●回) ※取水制限強化について随時協議	【適切な河川管理】 ◇渇水対策支那の立ち上げ ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇被害情報等の収集 ◇取水制限後の取水量確認 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇渇水状況広報 記者発表	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利用協議会の参加	【渇水対策強化】 ◇工水、上水 5%取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇利水者との調整強化	【渇水対策強化】 ◇農水 5%取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇番水等の実施強化 ◇バルブ調節、ゲート調整強化
				◇水利用協議会の招集・開催	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集 ◇水利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集 ◇水利用協議会の参加

※1 車尾堰地点流量とは日野川堰、法勝寺川堰の流量を加えたものから最下流の利水者が取水した後の流量です。

※2 管沢ダム貯水量(率)について、管沢ダム貯水量での運用は行っていません。

注1 このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「車尾堰地点流量」に応じて想定される対策、行動を示したものです。

注2 基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとなりますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。